

境港市広告掲載等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、境港市の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は広告物を掲出（以下「広告掲載等」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載等の基本原則)

第2条 広告掲載等ができる広告は、次に掲げる基本原則すべてに適合するものでなければならない。

- (1) 公正かつ真実なものであること
- (2) 広告の受け手に、いかなる不利益を与えることのないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること

(広告掲載等の基準)

第3条 前条の規定に反するもののほか、次に掲げる広告は、広告掲載等を行うことができない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (3) 投機心又は射幸心をあおるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの並びにこれらに類するもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (6) 通信販売等で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (8) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載期間、掲載位置、掲載枠数、募集方法その他広告掲載等に係る要件については、広告媒体の使用目的を妨げない範囲内で、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載等の募集方法等)

第5条 広告掲載等の募集方法及び選定方法については、広告媒体ごとに別に定める。

2 本市の市税を滞納している者は、広告掲載等の申請を行うことができない。

(広告の掲載順位)

第6条 同一の広告媒体について広告掲載等の希望が複数ある場合の広告の掲載順位は、次のとおりとする。この場合において、同一の広告掲載等の位置に2以上の同順位の者から申込みがあったときは、抽選により決定する。

- (1) 公共的団体及びそれに類する者の広告
 - (2) 民間事業者等のうち公共的性格のある事業者で、市内に事業所等を有する者の広告
 - (3) 前2号に掲げる者以外の民間事業者等で、市内に事業所等を有する者の広告
 - (4) その他掲載する広告として適当であると市長が認める者の広告
- (広告審査委員会)

第7条 市長は、当該広告掲載等の承認の可否を審査するため、境港市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の委員長は、総務部長をもって充てる。
 - 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
 - 4 審査委員会の委員は、総務課長、水産商工課長、観光振興課長、都市整備課長及び生涯学習課長をもって充てる。
 - 5 審査委員会の庶務は、地域振興課において処理する。
- (会議)

第8条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 審査委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
 - 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- (広告主の責務)

第9条 広告掲載等が決定した申請者（以下「広告主」という。）は、広告掲載等に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 掲載広告に対する責任の所在を明確にするため、掲載広告に広告主の名称その他広告主を特定できる事項を明記すること。
 - (2) 掲載広告の仕様に変更が生じたときは、直ちに市長に申し出て、承認を受けること。
- 2 市長は、広告主が前項の規定に違反したときは、必要な是正を指示し、又は広告掲載等を中止するものとする。
 - 3 広告主は、広告掲載等の期間終了後、原状への回復を条件付けられた場合においては、速やかに当該広告媒体を原状に回復しなければならない。
 - 4 その他広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、広告媒体の種類、掲載位置、掲載期間、広告の規格、広告の効果、類似広告の市場価格等を勘案して、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、前条の広告掲載料を、指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載等に係る経費の負担)

第12条 広告掲載等に要する経費の負担については、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載等が決定した後、広告掲載等期間内に、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料の一部又は全額を還付する。

(広告掲載等の承認の取消し)

第14条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合、承認を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 第10条に規定する広告掲載等に要する経費を負担しないとき
- (3) 広告主又は広告内容等が不相当と判明したとき
- (4) 広告主から広告掲載等の取消しの申出があったとき
- (5) 広告主が倒産、解散等したとき

2 広告主は、第1項の規定により承認を取り消された場合において、市長から、広告媒体を広告掲載等の前の状態へ回復するよう求められたときは、速やかに広告媒体を原状に回復しなければならない。

3 広告主は、第1項の規定による承認の取消しに伴い損害を被ることがあっても、市長に対し、その損害の賠償を請求することはできない。

(広告掲載製品の寄附受け入れ)

第15条 市長は、広告取扱業者（市との協定書に基づき広告主を募集して広告を掲載した広告掲載製品を作製し市に寄附するものをいう。以下この条において同じ。）が作製する封筒等の広告掲載製品の寄附を受け入れることができる。

2 第2条、第3条、第5条第2項及び第6条の規定は、広告掲載製品について準用する。

3 寄附の受け入れの可否は、審査委員会の審査を経て決定する。

4 広告掲載製品の寄附を受け入れる場合、市長は広告取扱業者と当該製品の作製及び寄附に関する協定書を締結するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。